

防経会第53号
19.1.4
改正 防経会第12228号
19.12.10
改正 防経会第8944号
20.7.29
改正 防経会第4398号
21.3.31
改正 防経会第6342号
21.5.18
改正 防経会第12242号
22.9.30
改正 防官会(事)第322号
令和2年7月28日
改正 防官会(事)第438号
令和2年12月25日
改正 防官会(事)第286号
令和4年10月28日

長官官房長
各局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長
技術研究本部長
装備本部長
防衛施設庁長官
殿

事務次官

防衛省所管旅費取扱規則の運用について（通達）

標記について、別紙のとおり定められ、平成19年1月9日から実施することとされたので、通達する。なお、防衛庁旅費規則の運用について（昭和38年7月27日。次発経監第402号）及び外国旅行にかかわる旅費の調整基準（昭和50年12月15日。防経監第5417号）は廃止す

る。

添付書類：別紙

防衛省所管旅費取扱規則の運用について

(第3条関係)

- 1 防衛省所管旅費取扱規則（平成18年防衛庁訓令第109号。以下「訓令」という。）第3条第3項の規定が適用される場合にあつては、旅行命令簿等の旅行命令権者の確認欄は、当該「事務の代理を命ぜられた職員」が処理するものとする。
- 2 訓令第3条第5項の規定により用務先の官署において支給する宿泊料は、到着した日の日没に接する夜に係るものを含むものとする。

(第6条関係)

- 1 職員又は職員以外の国家公務員が旅行依頼によって旅行する場合における訓令第6条第2号の「相当すると認める職務又は職務の級」は、その職員又は職員以外の国家公務員について定められた職務又は職務の級とする。
- 2 訓令第6条第2号ただし書により財務大臣と協議する場合は、次の各号に掲げる場合以外とする。
 - (1) 前項に基づき、職員以外の国家公務員に国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号。以下「法」という。）第2条第1項第2号に規定する内閣総理大臣等（以下「内閣総理大臣等」という。）又は同項第3号に規定する指定職の職務（以下「指定職の職務」という。）による旅費を支給する場合
 - (2) 国家公務員として指定職の職務又はこれに相当する職務以上の職務に在職したことがある者で国家公務員以外の者が研修、講習等の講師として旅行する場合において、当該者に指定職の職務に相当する職務として旅費を支給する場合
 - (3) 国際会議に出席する等のため内閣総理大臣等が配偶者を随伴して公務上旅行をする必要がある場合において、配偶者に法別表第1の1の表又は法別表第2の1の表の内閣総理大臣等の項中「その他の者」に相当するものとして旅費を支給する場合

(第7条関係)

- 1 訓令第7条第2号に規定する「離職の日の翌日から3月以内に離職当時の居住地を出発して帰住する場合」とは、離職発令後離職の日の翌日から3月以内に離職当時の居住地以外の地に向かって帰住を開始する場合をいうものとする。

- 2 訓令第7条第3号に規定する親族の資格及び順位は、戸籍簿の記載の有無及び順序のみによって決めるものとする。ただし、当該自衛官に戸籍上届け出られた配偶者がなく、かつ届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者がいる場合には、当該事情にある者を戸籍上届け出られた配偶者とみなす。
- 3 訓令第7条第3号に規定する「営舎外居住を認められていない自衛官」とは、自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第53条の規定により営舎内への居住を命ぜられている幹部自衛官、准陸尉、准海尉及び准空尉たる自衛官並びに陸曹長、海曹長又は空曹長以下の自衛官で営外手当の支給を受けていない者をいうものとする。
- 4 訓令第7条第4号に規定する「営内陸曹等」とは、海曹長以下の自衛官で艦船に乗組を命ぜられている者並びに陸曹長、海曹長及び空曹長以下の自衛官で営外手当の支給を受けていない者をいうものとする。

（第9条関係）

訓令第9条第1項及び第2項の規定により支給する日当は、法第8条第3項の規定によって計算した日数に応じて支給するものとする。

（第10条関係）

訓令第10条第1項及び第2項の規定により支給する日当は、法第8条第1項及び第2項の規定によって計算した日数に応じて支給する。

（第13条関係）

訓令別表第5の備考第3号の場合において第1号に該当する場合には、第1号に規定する「この表の額」とは第3号の規定により調整された額とする。

（第14条関係）

- 1 訓令第14条第1項に該当する旅行の目的地が2箇以上ある場合には、訓令別表第6の適用上同一の目的地ごとに支給期間を通算するものとする。
- 2 訓令第14条第1項の場合において、目的地を出発した日の日出に接する夜に係る宿泊料は、これを支給しないものとする。
- 3 訓令第14条第1項に該当する旅行者が一の目的地から他の目的地に移動する場合には、当該期間について法に定める旅費を支給するものとする。
- 4 訓令第14条第3項に規定する「他の用務」とは、同条第1項に規定する用務以外の用務をいうものとする。ただし、その出張が訓令第15

条、第16条又は第17条に該当する場合には、当該規定による日額旅費を支給する。

(第15条関係)

訓令第15条第1項に規定する「その他これらに類する目的」には、訓練、演習、研究及び実地修練を含まないものとする。

(第16条関係)

- 1 第14条関係第4項及び第15条関係の規定は、訓令第16条に掲げる場合に準用する。
- 2 訓令第16条第1項に掲げる場合において、同条第1項第2号に該当する期間がそれ以外の期間によって分断されている場合には、同号に該当する当該分断されている全ての期間を通算して、同号ただし書の規定を適用するものとする。
- 3 訓令第16条第1項第2号に規定する日額旅費の額は、日当定額の3分の1に相当する額とする。

(第17条関係)

訓令第17条に規定する日額旅費は、帰着した日についてはこれを支給しないものとする。ただし、同条第1項ただし書の規定により加算される交通費は、この限りでない。

(第18条関係)

訓令第18条第1項第2号の規定は、行程16キロメートル未満で引き続き8時間以上の場合及び行程16キロメートル以上で引き続き8時間未満の場合を含むものとする。

(第19条関係)

- 1 訓令第19条第1項第1号に規定する「公用その他の交通機関」には、自衛隊において使用する航空機、艦船、車両等人員の輸送を主たる目的としないで運航されるものを含むものとする。
- 2 訓令第19条第1項第2号に規定する「その他これらに類する目的」には、研究及び実地修練を含まないものとする。

(第20条関係)

- 1 訓令第20条第1項第1号及び第2号に規定する「職員」には、営舎内に居住する者を含むものとする。

- 2 訓令第20条第1項第1号イに規定する「旅行先において交通費を要しない場合」とは、公用車を利用する、乗車券等の交付を受ける、又は移動しない場合等をいうものとする。
- 3 訓令第20条第1項第2号イに規定する「自宅等」とは、自宅、親戚宅及び知人宅等、社会通念上、宿泊に対する費用の支払が伴わないところをいうものとする。
- 4 訓令第20条第1項第2号ロに規定する「宿泊施設等に無料で宿泊した場合」とは、宿泊のために費用がかからないすべての場合（同号イに規定する自宅等に宿泊する場合を除く。）をいうものとする。
- 5 訓令第20条第1項第2号ハに規定する「公用の宿泊施設その他これに準ずる宿泊施設」とは、次のとおりとする。
 - (1) 公用の宿泊施設
国が所有し又は借用している建造物で、当該建造物を国が管理し、国の職員または国以外の職員の宿泊の用に供するものをいう。
 - (2) その他これに準ずる宿泊施設
国又は地方公共団体の各共済組合が運営する宿泊施設、現場監督員詰所、飯場その他これに類する施設及び地方公共団体、政府関係機関等が運営する宿泊施設（国民宿舎、ユースホステルを含む。）をいう。
- 6 訓令第20条第1項第3号ハの場合における到着した日の日没に接する夜に係る宿泊料は、定額の2分の1に相当する額とする。
- 7 訓令第20条第1項第3号ニに規定する「無料で宿泊施設を利用した場合」とは、宿泊のために費用がかからないすべての場合を含むものとする。
- 8 訓令第20条第1項第3号ホに規定する「旅館、ホテル等の宿泊施設」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項及び第3項の旅館業の用に供する宿泊施設をいうものとする。
- 9 訓令第20条第1項第3号ヘの規定は、旅行命令権者が定める基準に適合する場合に限り適用するものとする。
- 10 訓令第20条第1項第3号トに規定する「帰郷広報のため旅行する場合」とは、次の各号に掲げる場合をいうものとする。
 - (1) 北海道又は沖縄島に所在する官署に勤務する営内陸曹等が、帰郷広報のため北海道又は沖縄島以外の地へ旅行する場合
 - (2) 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和27年政令第368号）第10条第1項に規定する特地官署に勤務する営内陸曹等が、帰郷広報のため当該官署所在地以外の地へ旅行する場合
 - (3) 沖縄県出身者で前各号に該当する官署以外に勤務する営内陸曹等が、帰郷広報のため出身地に旅行する場合

(4) 潜水艦乗組みの海曹長以下の自衛官及び砕氷艦「しらせ」に乗り組んで南極地域観測輸送支援に従事した海曹長以下の自衛官が、帰郷広報のため当該艦の定係港の所在地以外の地へ旅行する場合

- 1 1 訓令第20条第1項第3号チの場合における訓練招集手当が支給される最初の日の日出に接する夜に係る宿泊料は、これを支給するものとする。

(第21条関係)

- 1 訓令第21条に該当する場合には、法第23条に規定する期間はその最後の転任が発令された日の翌日から、訓令第22条第2項に規定する期間はその最後の転任に伴う赴任が完了した日の翌日から、それぞれ起算するものとする。
- 2 訓令第21条第1項の規定により1箇の赴任とみなされた赴任に伴う職員の住所若しくは居所又は扶養親族の移転が数箇ある場合には、その現実の路程は、当該各移転の路程を合算するものとする。
- 3 訓令第21条第1項第3号に規定する「採用直前の住所又は居所」とは、採用申込みに際して当該官署に届け出た住所（採用までに変更届がなされた場合には、その届に掲げる住所）をいうものとする。

(第22条関係)

- 1 訓令第22条第1項の適用を受ける赴任については、隊員の住所又は居所の移転は、扶養親族を移転し又は営舎内に居住する者が営舎外に居住するに至り若しくは艦船に乗り組んでいる者が在勤地内に宿舍を設定したときに完了したものとみなす。
- 2 訓令第22条第1項第2号に規定する「営舎外に居住するにいたった場合」には、自衛隊法施行規則第54条に規定する場合を含まないものとする。
- 3 訓令第22条第3項に規定する「公務上の必要」を認定するについては、艦船に乗組みを命ぜられているか又は営舎外居住を認められていないこと自体を理由としてはならない。
- 4 法第23条第3項に基づく同条第1項第3号に規定する期間の延長は、訓令第22条に該当する場合において同条第2項に規定する期間を超えないこととなる場合に限り、格別の手続を要しないものとする。
- 5 訓令第22条第1項に該当する赴任後同項各号のいずれにも該当しないうちに更に赴任を命ぜられた場合には、最初の赴任に係る移転料を支給しないものとする。ただし、同条第2項に規定する期間内に同条第1項各号の一に該当した場合には、更に命ぜられた赴任の路程は、最初の赴任の路程を加算したものとする。

- 6 訓令第22条第1項に該当する赴任後同項第2号に該当し第1号に該当しないうちに更に赴任を命ぜられた場合には、最初の赴任に伴う移転料定額の2分の1に相当する額を支給しないものとする。ただし、同条第2項に規定する期間内に同条第1項第1号に該当した場合には、更に命ぜられた赴任に係る移転料の額は、前項ただし書に規定する路程に応ずる移転料定額の2分の1に相当する額と更に命ぜられた赴任の路程に応ずる移転料定額の2分の1に相当する額との合計額とする。
- 7 訓令第22条第6項ただし書に該当する場合にあっては、同条第1項に規定する移転料の額は、扶養親族の移転の路程に応ずる移転料定額の2分の1に相当する額と隊員の住所又は居所の移転の路程に応ずる移転料定額の2分の1に相当する額との合計額とする。

(第23条及び第24条関係)

- 1 訓令第23条第1号及び第24条第1項第1号に規定する「自宅」とは、権原の内容如何を問わず住居として使用するものをいう。
- 2 訓令第23条第2号に規定する「職員の都合により国家公務員宿舎又は自宅に入らなかった場合」及び第24条第1項第2号に規定する「扶養親族の都合により国家公務員宿舎又は自宅に入らなかった場合」とは、職員又は扶養親族が、到着後直ちに国家公務員宿舎又は自宅に入ることができたにもかかわらず、職員又は扶養親族の都合により、国家公務員宿舎又は自宅の入らなかった場合をいう。
- 3 訓令第23条第3号に規定する「職員の都合によらず国家公務員宿舎又は自宅に入ることができなかつた場合」及び第24条第1項第3号に規定する「扶養親族の都合によらず国家公務員宿舎又は自宅に入ることができなかつた場合」とは、次のいずれかの場合をいう。
 - (1) 国家公務員宿舎の補修未了等で入居が許可されない等の官側の都合で入居できない場合。
 - (2) 国家公務員宿舎の入居の許可はされているが、荷物が届かないため入居できない場合。
 - (3) 天災等やむを得ない事情により入居できない場合。
- 4 訓令第23条第3号及び第24条第1項第3号に規定する「親戚宅又は知人宅」とは、社会通念上、宿泊に対する費用の支払いが伴わないところに宿泊した場合をいう。

(第27条関係)

- 1 赴任の際、扶養親族を移転し赴任後直ちに営舎内に居住し又は艦船に乗り組んだ者に対して支給する移転料については、訓令第22条第6項本文の規定を準用する。

2 訓令第27条第1項第2号の場合において、職員の住所又は居所の移転の路程と扶養親族の移転の路程とが異なるときは、前項に該当する場合を除くほか、それぞれの路程に応ずる移転料定額の2分1に相当する額の合計額に相当する移転料を支給するものとする。

3 外国旅行にかかわる旅費の調整基準

(1) 支度料

支度料は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する額を支給することができる。

ア 留学など赴任に相当するもので、旅行期間が1ヶ月以上の場合30,000円（ただし、旅行の最初の日から起算して過去1年以内に支給を受けたことがある場合には、当該額から旅行の最初の日から起算して過去1年以内に支給を受けた支度料の合計額を控除した額を支給する。）

イ 保険料、医薬品、最低限の儀礼品、携行品、旅行雑費の対象とならない任意の予防注射等について、旅行命令権者によりその必要性が認められた場合 支度料定額を上限とした実費額

(2) 日当、宿泊料及び食卓料

ア 留学、研修又はこれらに準ずる用務で旅行する者に対して支給する日当及び宿泊料（目的とする国に到着した日の翌日から出発する日の前日までのものとする。）については、滞在費として一括し、次表に定める基準に従い支給する。ただし、行政官在外研究員に対して支給する日当及び宿泊料については、別に定める基準に従い支給する。

区 分	滞在費
(ア) BOQ施設を使用する場合	
① 准尉以上の者	5,900円
② 曹長以下の者	4,420円
(イ) BOQ施設以外の施設を使用する場合	
① 指定都市に所在する学校等	13,310円
② ドイツに所在する学校等	10,710円
③ 英国及びヨーロッパ大陸（指定都市及びドイツを除く。）に所在する学校等	10,020円
④ その他の地域に所在する学校等	9,600円

イ 隊員が部隊（2人以上の隊員が引率者の指揮の下に一団となって行動する場合を含む。）として旅行する場合には、日当、宿泊料及び食卓料は支給しない。ただし、隊員が当該旅行の途中において食事の無料支給を受けなかったとき、又は無料の宿泊施設の提供を受

けなかったときに限り、次表に定める日当、宿泊料又は食卓料を支給する。

区 分	支給する額
朝食の支給を受けなかったとき	食卓料定額の3分の1に相当する額
昼食の支給を受けなかったとき	日当定額の2分の1に相当する額
夕食の支給を受けなかったとき	食卓料定額の3分の2に相当する額
無料の宿泊施設の提供を受けなかったとき	宿泊料定額から食卓料定額を控除した額

ウ 前2号に規定する以外の場合において、旅行者（一時部隊等を離れて旅行する隊員を含む。）が、無料で食事の支給を受け、又は無料で宿泊施設を利用したときには、法律定額の日当、宿泊料又は食卓料から次表に定める額を控除した額を支給する。ただし、その日にかかる航海手当の支給を受ける者の日当については、昼食の支給を受けなかったときに限り日当定額の2分の1を支給する。

区 分	控除する額
朝食の支給を受けたとき	食卓料定額の3分の1に相当する額
昼食の支給を受けたとき	日当定額の2分の1に相当する額
夕食の支給を受けたとき	食卓料定額の3分の2に相当する額
無料で宿泊施設を利用したとき	宿泊料定額から食卓料定額を控除した額

(3) 行政官在外研究員に対する旅費の調整基準

ア 航空賃 最下級の運賃

イ 滞在費 1日 9,600円（留学する国に到着した日の翌日から出発する日の前日までの日当及び宿泊料）

ウ 支度料 30,000円

(別表第6及び第8関係)

別表第6又は別表第8に規定する次の用語の意義は、それぞれ次のとおりとする。

1 公用の宿泊施設その他これに準ずる宿泊施設

(第20条関係) 第5項に規定する公用の宿泊施設その他これに準ずる宿泊施設をいう。

2 下宿その他これに準ずる宿泊施設

(1) 下宿

旅館業法第2条第5項に規定する下宿営業の用に供する宿泊施設をいう。

(2) その他これに準ずる宿泊施設

間借り及び親戚、知人宅をいう。

3 旅館

(第20条関係) 第8項に規定する旅館、ホテル等の宿泊施設をいう。